

# 旧ソ連邦諸国の新刑法典における 環境犯罪

上野 達彦

## 一、はじめに

ソ連邦が解体されたのち、連邦を構成していた共和国は、それぞれ主体的な独立国家として特徴を出しながら新しい国家建設を始めてきた。そのなかでも、国家建設の基盤をなす法体系の整備は、急務の課題であった。そのため旧ソ連邦諸国は、今日までに憲法をはじめとする法典編纂事業を精力的に行ってきました。本資料は、のちに見るようにこれらの諸国で犯罪が多発するなかで、治安を回復させる基本法として制定された刑法典に関し、新たな犯罪類型として注目される環境犯罪について紹介する<sup>(1)</sup>。なお、今までに入手し得た刑法典（すべて露語）およびその公布日、施行日は以下の通りである。

- ①ロシア連邦刑法典（1996年6月13日公布、1997年1月1日施行）
- ②ウズベキスタン共和国刑法典（1994年9月22日公布、1995年4月1日施行）  
(2001年7月15日改正まで)
- ③カザフスタン共和国刑法典（1997年7月16日公布、1998年1月1日施行）  
(2001年8月1日改正まで)
- ④タジキスタン共和国刑法典（1998年5月21日公布、1998年9月1日施行、2001年12月1日改正）

## 資料

- ⑤ラトビア共和国（1998年7月8日公布，1999年4月1日施行）
- ⑥グルジア刑法典（1999年7月22日公布，2000年6月1日施行）
- ⑦アゼルバイジャン共和国刑法典（1999年12月30日公布，2000年9月1日施行）

⑧ウクライナ刑法典（2001年4月5日公布，2001年9月1日施行）  
次に、これらの諸国の犯罪状況（1998年-2002年）を以下に見ておこう。

### ①犯罪登録件数

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
ロシア連邦	2581940	3001748	2952367	2968255	2526305
ウズベキスタン	68953	—	—	—	—
カザフスタン	142100	139431	150790	152168	135151
タジキスタン	13161	14413	14455	14117	12754
ラトビア	—	—	—	—	—
グルジア	14874	14148	15029	15662	16658
アゼルバイジャン	14937	14400	13958	14607	15520
ウクライナ	575982	55863	567795	514597	460389

### ②犯罪を行った者の数

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
ロシア連邦	1481503	1716679	1741439	1644242	1257700
ウズベキスタン	—	—	—	—	—
カザフスタン	89296	97531	100257	103471	96386
タジキスタン	7825	8484	8906	9384	7824
ラトビア	—	—	—	—	—
グルジア	7543	8233	9748	9583	9375
アゼルバイジャン	14057	13249	12906	13589	14555
ウクライナ	330067	316995	316434	290624	274837

## 旧ソ連邦諸国的新刑法典における環境犯罪

(『犯罪と法違反』〔露語〕2002年)より作成  
のちに見る、ロシア連邦刑法典の「エコロジー犯罪」についての統計  
がロシア内務省編『ロシアにおける犯罪状況 2000年』(露語)および同  
『2001年』(同)に以下のように示されている。

	総数	前年比 (増加率)	検挙数	率	非検挙数	率
2000年のエコロジー犯罪	13333	19.0	10454	81.1	2439	45.2
2001年のエコロジー犯罪	17129	28.5	11958	73.3	4355	78.6

(1)拙稿「環境法と環境犯罪」(『エリツィン体制下におけるロシアの立法動向』日本国際問題研究所刊・2000年1月所収)68-81頁参照。

関連して、伊藤知義「環境権」平成9-11年度科学研究費研究成果報告『体制転換期ロシアにおける人権の理論的・実証的研究』(2001年3月所収)168-177頁参照

旧ソ連邦時代における環境汚染は、1970年代前後から深刻な様相を呈していた。このことについて「計画経済は、生産力をノルマとして構成されており、環境対策が無視されたからである」(社団法人国際経済労働研究所報告書「ロシアの環境汚染の状況に関する調査研究」(平成10年3月)2頁)との指摘もある。こうした状況を開拓するために、ソ連邦崩壊後「ロシアでは、エコロジー犯罪に対する法的責任のメカニズムの形成が続いている」(社団法人国際経済労働研究所報告書「ロシアにおける環境対策のあり方に関する調査研究」(平成11年3月)9頁)。

近年の旧ソ連邦諸国の環境問題について、ユーラシア研究所編『ユーラシア研究』第23号(2000年)が、「原発・核・環境問題」を特集している。このなかに、都留信也「タジキスタンにおける自然・環境の諸側面」(39-45頁)がある。

## 資料

### 二、環境（エコロジー）犯罪についての規定

各国の環境（エコロジー）犯罪についての規定は、以下に見るように共通する面と特別な面が存在している。とりわけその名称において、2つに分かれる。ロシア語で экологические преступления（エコロジー犯罪）という用語を用いている諸国は、ロシア連邦、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、アゼルバイジャン共和国である。一方、преступления против（охраны）окружающей среды（環境（保護）に対する犯罪）という用語を用いる諸国は、ウクライナとグルジアである。なお、ラトビア共和国は、преступные деяния против природной среды（自然環境に対する犯罪行為）という用語を用いている。このような用語は、厳密には区別されるものであり、不明瞭さが残る。

本資料では、紙幅の関係上、ロシア連邦刑法典のエコロジー犯罪の章の条文のみを訳出し、他の諸国についてはその条文の名称を掲げるにとどめる。

(1)ロシア連邦刑法典は、第9部「社会の安全および社会の秩序に対する犯罪」の中で「第26章 エコロジー犯罪」(第246条—262条)を以下のように規定している。

#### 第246条 労働生産にあたっての環境保護規則違反

環境保護規則を遵守する責任のある者が、設計、投資、建設、開発の実施および工業、農業、科学およびその他のものの開発にあたってこれらの規則に違反する行為は、これが放射能環境に本質的な変化を引き起こしたり、人の健康に害を加えたり、大多数の犠牲者またはその他重大な結果を引き起こした場合には、

3年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪を伴う、またはこれを伴わない5年までの自由剥奪により、処罰される。

第 247 条 エコロジーに危険な物質および廃材の取扱い規則違反

1 規則に違反して、禁止された種類の危険な廃材を産出すること、放射性物質、細菌物質、化学物質および廃材を運搬し、所持し、埋葬し、使用またはその他の取扱いを行う行為は、これらの行為が人の健康または環境に本質的な害を引き起こすおそれを作りだした場合には、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、もしくは 2 年までの自由剝奪により、処罰される。

2 同一の行為が、環境の汚染、中毒または感染を引き起こしたか、人の健康に害を引き起こしたか、または大多数の犠牲者を出した場合、並びにエコロジー災害地帯または非常なエコロジー状況地帯のなかで行われた場合には、

5 年までの自由剝奪により、処罰される。

3 本条 1 項または 2 項に規定された行為が、過失により人の死または罹患を引き起こした場合には、

3 年から 8 年までの自由剝奪により、処罰される。

第 248 条 微生物学的もしくはその他の生物学的薬剤または毒物を取り扱うにあたっての安全規則違反

1 微生物学的もしくはその他の生物学的薬剤または毒物を取り扱うにあたっての安全規則違反は、これが人の健康に害を引き起こしたか、伝染病の広がりまたは家畜伝染病の流行もしくは他の重大な結果を引き起こした場合には、

3 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剝奪を伴う、またはこれを伴わない 3 年までの自由剝奪により、処罰される。

2 同一の行為が、過失により人の死を引き起こした場合には、

## 資料

3年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪を伴う、またはこれを伴わない2年から5年までの自由剥奪により、処罰される。

### 第249条 獣医学規則および植物の病気や害虫対策のために定められた規則違反

1 獣医学規則違反が、家畜伝染病の流行またはその他の重大な結果を引き起こした場合には、

2年までの矯正労働、または3年までの自由の制限、もしくは3年までの自由剥奪により、処罰される。

2 植物の病気や害虫対策のために定められた規則違反が、重大な結果を引き起こした場合には、

1年までの矯正労働、または2年までの自由の制限、もしくは2年までの自由剥奪により、処罰される。

### 第250条 水の汚染

1 地上水または地下水、飲用の給水源の汚染、油汚染、枯渇またはその自然を変える行為は、これらの行為が動植物界、魚場、林業または農業経営に対し本質的な害を引き起こした場合には、

最低労賃の100倍から200倍までの額または有罪者の1ヶ月から2ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または5年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪、または1年までの矯正労働、もしくは3ヶ月までの拘留により、処罰される。

2 同一の行為が、人の健康に害を引き起こしたか、または大多数の犠牲者を出した場合、並びに特別保護区域または自然利用規制区内、もしくはエコロジー災害地帯または非常なエコロジー状況地帯のなかで行われた場合には、

最低労賃の200倍から500倍までの額または有罪者の2ヶ月か

## 旧ソ連邦諸国の新刑法典における環境犯罪

ら 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 1 年から 2 年までの矯正労働、もしくは 3 年までの自由剝奪により、処罰される。

3 本条 1 項または 2 項に規定された行為が、過失により人の死を引き起こした場合には、

2 年から 5 年までの自由剝奪により、処罰される。

### 第 251 条 大気汚染

1 大気中に汚染された物質の排出規則違反または設備、建造物およびその他のものの使用違反は、これが汚染または他の自然な空気を変えることを招来させた場合には、

最低労賃の 100 倍から 200 倍までの額または有罪者の 1 ヶ月から 2 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 5 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剝奪、または 1 年までの矯正労働、もしくは 3 ヶ月までの拘留により、処罰される。

2 同一の行為が、人の健康に害を引き起こした場合には、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 1 年から 2 年までの矯正労働、もしくは 3 年までの自由剝奪により、処罰される。

3 本条 1 項または 2 項に規定された行為が、過失により人の死を引き起こした場合には、

2 年から 5 年までの自由剝奪により、処罰される。

### 第 252 条 海洋汚染

1 陸地にある源からの海洋汚染もしくは人の健康および動植物資源にとって有害であり、もしくは海洋環境の適法な使用を妨害する物質および資材を運輸手段または海に建造した人工的な建造物

## 資料

から埋めたり、または排出する規則違反は、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 5 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪、または 2 年までの矯正労働、もしくは 4 ヶ月までの拘留により、処罰される。

- 2 同一の行為が、人の健康、動植物界、漁場、環境、休養地帯もしくは法律で保護されたその他の利益に対し本質的な害を引き起こした場合には、

最低労賃の 50 倍から 100 倍までの額または有罪者の 1 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金を伴った 3 年までの自由剥奪により、処罰される。

- 3 本条 1 項または 2 項に規定された行為が、過失により人の死を引き起こした場合には、

2 年から 5 年までの自由剥奪により、処罰される。

### 第 253 条 ロシア連邦の大陸棚および特別な経済地帯についてのロシア連邦法違反

- 1 ロシア連邦の大陸棚に不法に建造物を建築すること、大陸棚の周辺またはロシア連邦の特別な経済地帯のなかに安全地帯を不法に作ること、並びに海上航路の安全保障の建造物および手段の建造、使用、保全および閉鎖規則違反は、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 3 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪、もしくは 2 年までの矯正労働により、処罰される。

- 2 ロシア連邦の大陸棚またはロシア連邦の特別な経済地帯の自然資源の利用、調査、採掘が、必要な許可なしに実施された場合に

は、

最低労賃の 500 倍から 700 倍までの額または有罪者の 5 ヶ月から 7 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、もしくは 3 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪を伴う、またはこれを伴わない 2 年までの矯正労働により、処罰される。

#### 第 254 条 土地の損壊

1 植物の生育の肥料、促進剤、その保全、利用および運送にあたっての有毒な、その他の危険な化学または生物学的な物質の取扱い規則違反の結果、経済またはその他の活動の有害な生産によって土地に害毒を与え、汚染し、またはその他の損壊行為が、人の健康または環境に害を引き起こした場合には、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 3 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪、もしくは 2 年までの矯正労働により、処罰される。

2 同一の行為が、エコロジー災害地帯または非常なエコロジー状況地帯のなかで行われた場合には、

3 年までの自由の制限または同様な期間の自由剥奪により、処罰される。

3 本条 1 項または 2 項に規定された行為が、過失により人の死を引き起こした場合には、

2 年から 5 年までの自由剥奪により、処罰される。

#### 第 255 条 地下資源の保護および利用規則違反

有益な鉱物の产出と関係しない開発の計画、投資、建設、開発開始および採鉱事業開発または地下造営物の建設にあたっての地下資源の保護および利用規則違反、並びに有益な鉱物の鉱床の場

## 資料

所に勝手に建築することは、これらの行為が著しい損害を引き起こした場合には、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 3 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪、もしくは 2 年までの矯正労働により、処罰される。

### 第 256 条 水棲動植物の不法な捕獲

1 魚、海獣およびその他の水棲動物または採取用の水棲植物の不法な捕獲は、これらの行為が、

- (a) 大規模な損害を引き起こして
- (b) 自走式の運輸航行手段または爆発物および化学物質、電流、もしくは上記の水棲動植物を大量に根絶できるその他の方法を用いて
- (c) 産卵場所またはこれへの移行途で
- (d) 禁猟区、禁漁区、もしくはエコロジー災害地帯または非常なエコロジー状況地帯のなかで行われた場合には、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 2 年までの矯正労働、もしくは 4 ヶ月から 6 ヶ月までの拘留により、処罰される。

二 おっとせい、ビーバーまたは公海または禁猟地帯の他の水棲哺乳類の不法な捕獲は、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 2 年までの矯正労働、もしくは 3 ヶ月から 6 ヶ月までの拘留により、処罰される。

3 本条 1 項または 2 項に規定された行為が、自らの職務上の立場

を利用した者によって行われたか、事前の謀議による集団または組織集団によって行われた場合には、

最低労賃の 500 倍から 700 倍までの額または有罪者の 5 ヶ月から 7 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 3 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪を伴う、またはこれを伴わない 2 年までの自由剥奪により、処罰される。

#### 第 257 条 漁業資源保護規則違反

木材浮送、橋、ダムの建設、伐採場からの木材およびその他の木材製品の運搬、爆破作業およびその他の作業、並びに漁業資源保護規則違反を伴った取水設備およびポンプによる汲み上げ装置の使用は、これらの行為が魚またはその他の水棲動物の大量の犠牲、著しい程度の飼料用の蓄えの滅失もしくはその他の重大な結果を引き起こした場合には、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 3 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪、もしくは 2 年までの矯正労働により、処罰される。

#### 第 258 条 不法な狩猟

1 不法な狩猟は、この行為が

- (a) 大規模な損害を引き起こして
- (b) 機械的運輸手段または飛行船、爆発性のある物質、ガスまたは鳥や獣を大量に死滅させるその他の方法を用いて
- (c) 狩猟を禁じられている鳥や獣に対して
- (d) 禁猟区、禁漁区、もしくは環境災害地帯または非常な環境状況地帯のなかで行われた場合には、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 2 年

## 資料

までの矯正労働，もしくは4ヶ月から6ヶ月までの拘留により，処罰される。

- 2 同一の行為が，自らの職務上の立場を利用した者によって行われたか，事前の謀議による集団または組織集団によって行われた場合には，

最低労賃の500倍から700倍までの額または有罪者の5ヶ月から7ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金，または3年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪を伴う，またはこれを伴わない2年までの自由剥奪により，処罰される。

### 第259条 ロシア連邦赤書に記入された生物のための危機的な生息地を破壊する行為

ロシア連邦赤書に記入された生物のための危機的な生息地を破壊する行為がこれらの生物の母集団に犠牲を引き起こした場合は，

3年までの自由の制限または同一の期間の自由剥奪により，処罰される。

### 第260条 樹木および灌木の不法な伐採

- 1 最上級の群の森林またはすべての級の群の森林のとくに禁止された部分のなかの樹木，灌木および蔓，並びに森林ファンドに加入していないか，または伐採を禁止されている樹木，灌木および蔓を不法に伐採する行為，並びにこれらの成長を妨げる程度までの損傷する行為は，これらの行為が著しい程度に行われた場合には，最低労賃の50倍から100倍までの額または有罪者の1ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金，または3年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪，または6ヶ月から1年までの矯正労働，もしくは3ヶ月までの拘留により，処罰される。

## 旧ソ連邦諸国の新刑法典における環境犯罪

2 すべての級の群の森林、また森林ファンドに加入せずに植え付けられた、樹木、灌木および蔓の不法な伐採、並びにこれらの成長を妨げる程度まで損傷する行為は、これらの行為が

- (a) 繰り返し
- (b) 自らの職務上の立場を利用して
- (c) 大規模に

行われた場合には、

最低労賃の 100 倍から 200 倍までの額または有罪者の 1 ヶ月から 2 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 180 時間から 240 時間までの義務的労働、または 1 年から 2 年までの矯正労働、または 3 年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剥奪を伴う、もしくはこれを伴わない 6 ヶ月までの拘留により、処罰される。

### 備考

本条における著しい程度とは、公定価格に定められた損害によって算出され、犯行時にロシア連邦法令に定められた最低労賃を 20 倍超えた場合であり、大規模な程度とはそれを 200 倍超えた場合である。

### 第 261 条 森林の破壊または損壊

1 森林、並びに森林ファンドに加入せずに植え付けられたものを破壊または損壊する行為が、火器または高い危険性あるその他の原因の過失による取扱いの結果行われた場合には、

最低労賃の 200 倍から 500 倍までの額または有罪者の 2 ヶ月から 5 ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または 2 年までの矯正労働、もしくは 2 年までの自由剥奪により、処罰される。

2 森林、並びに森林ファンドに加入せずに植え付けられたものを

## 資料

破壊または損壊する行為が、放火、その他的一般に危険な方法によってか、または有害物質、廃材、投棄物または廃棄物による汚染の結果行われた場合には、

3年から8年までの自由剝奪により、処罰される。

### 第262条 とくに保護された自然地区および自然物のレジームに違反する行為

特別保護区域、禁猟区、国立公園、自然記念物および国家によってとくに保護されたその他の自然地区的レジームに違反する行為が、重大な損害を引き起こした場合には、

最低労賃の100倍から500倍までの額または有罪者の1か月から5ヶ月までの賃金またはその他の収入の額の罰金、または3年までの一定の職または一定の活動に従事する権利の剝奪、もしくは2年までの矯正労働により、処罰される。

なお、同法典第12部「人類の平和と安全に対する犯罪」の中に、「第358条 エコサイド」が以下のように規定されている。

### 第358条 エコサイド

植物または動物界の大量滅失、大気または水の資源を害すること、並びにエコロジー破壊を助成するようなその他の行為は、

12年から20年までの自由剝奪により、処罰される。

(2)ウズベキスタン共和国刑法典は、各則「第4部 エコロジー分野における犯罪」の中で、「第14章 環境保護の分野における犯罪」(第193条—204条)を規定している。

### 第193条 エコロジー安全の規範および要求違反

第194条 自然環境の汚染についての情報を故意に隠匿したり、歪曲すること

第195条 自然環境の汚染の痕跡を断つことについての措置を受け付けないこと

第 196 条 自然環境の汚染

第 197 条 土地, 地下資源の利用条件またはこれらの保護要求に違反すること

第 198 条 畑, 森林またはその他の植樹林を損壊したり, 破壊すること

第 199 条 植物の病気または害を与えることとの闘争の要求違反

第 200 条 署医学または畜産学規則違反

第 201 条 有害な化学物質取扱規則違反

第 202 条 動物界または植物界の利用手続き違反

第 203 条 水または貯水池の利用条件を侵害すること

第 204 条 とくに保護された自然区域のレジームを侵害すること

(3) カザフスタン共和国刑法典は、各則「第 11 章 エコロジー犯罪」(第 277 条—294 条) を規定している。

第 277 条 経済およびその他の活動に対するエコロジー的要件を侵害すること

第 278 条 エコロジーに潜在的に危険な化学, 放射性および生物物質を生産および使用するにあたり、環境的要求を侵害すること

第 279 条 微生物またはその他の生物要因または毒物を取り扱うにあたっての安全規則違反

第 280 条 署医学規則および植物の病気または害を与えることとの闘争のために定められた規則違反

第 281 条 水の汚染, 汚濁および枯渇

第 282 条 大気汚染

第 283 条 海洋環境の汚染

第 284 条 カザフスタン共和国の大陸棚についての法令およびカザフスタン共和国の経済特区についての法令違反

## 資料

- 第 285 条 土壤の汚染
- 第 286 条 地下資源の保護および使用規則違反
- 第 287 条 水棲動物および植物の不法な捕獲
- 第 288 条 不法な狩猟
- 第 289 条 動物界の保護規則違反
- 第 290 条 稀少な、絶滅のおそれのある動物および植物種の不法な取り扱い
- 第 291 条 樹木および灌木の不法な伐採
- 第 292 条 森林の破損または破壊
- 第 293 条 とくに保護された自然区域レジームを侵害すること
- 第 294 条 エコロジー汚染の痕跡を断つことについての措置を受け付けないこと

なお、同法典各則第 4 章「人類の平和と安全に対する犯罪」のなかに、「第 161 条エコサイド」が規定されている。

(4)タジキスタン共和国刑法典は、各則「第 9 部 エコロジーの安全と環境に対する犯罪」(第 220 条—236 条)を規定している。

- 第 220 条 労働の現場でのエコロジーの安全規則違反
- 第 221 条 環境汚染情報を故意に隠匿したり、歪曲する行為
- 第 222 条 エコロジー汚染の跡を一掃することに関する措置を受け入れない行為
- 第 223 条 エコロジーに危険な物質や副産物を取り扱うにあたっての安全規則違反
- 第 224 条 微生物またはその他の生物的要因または毒物を取り扱うにあたっての安全規則違反
- 第 225 条 獣医学規則および植物の病気や害虫との闘争のために定められた規則違反
- 第 226 条 水の汚染

- 第 227 条 大気の汚染
- 第 228 条 土壤の汚染
- 第 229 条 地下資源の保護および利用規則違反
- 第 230 条 水棲動物の不法な捕獲
- 第 231 条 魚の貯蔵品の保護規則違反
- 第 232 条 不法な狩猟
- 第 233 条 タジキスタン赤書に記入された生物のための危機にある  
生息地を絶滅させる行為
- 第 234 条 樹木および灌木の不法な伐採
- 第 235 条 森林の破損または破壊
- 第 236 条 とくに保護された自然区域や客体のレジームの侵害
- (5) ラトビア共和国刑法典は、各則「第 11 章 自然環境に対する犯罪行為」(第 96 条—115 条) を規定している。
- 第 96 条 土地、その地下資源、水および森林の開発および利用規則  
違反
- 第 97 条 海洋天然資源の利用規則違反
- 第 98 条 放射能および化学物質を取り扱うにあたっての安全規則  
違反
- 第 99 条 危険廃棄物の廃棄規則違反
- 第 100 条 地下水および地下資源内に危険物質を不法に埋蔵する行  
為
- 第 101 条 海洋汚染
- 第 102 条 土壤、森林および水の汚染および害する行為
- 第 103 条 大気汚染
- 第 104 条 净水されていない客体の利用
- 第 105 条 自然環境の汚染を撤去する措置を実施しない行為
- 第 106 条 自然環境の汚染についての資料を隠匿する行為

## 資料

- 第 107 条 森林の放火
  - 第 108 条 過失によって森林を破壊し、損壊する行為
  - 第 109 条 無許可の伐採および樹木の損壊
  - 第 110 条 無許可の魚の捕獲および水棲動物の捕獲
  - 第 111 条 電動式捕獲用具の不法な製造、入手、保持、販売、運搬  
および送付
  - 第 112 条 無許可の狩猟
  - 第 113 条 動物保護規則違反を伴った爆発およびその他の作業の実施
  - 第 114 条 国家がとくに保護する自然物の破壊および損壊
  - 第 115 条 国家がとくに保護する動植物の破壊および損壊
- (6) グルジア刑法典は、各則「第 10 部 環境の保護と天然資源利用の規則に対する犯罪」に「第 36 章 環境の保護に対する犯罪行為」(第 287 条—306 条) を規定している。
- 第 287 条 仕事を行うにあたっての環境の保護規則違反
  - 第 288 条 環境にとって危険な物質または廃棄物の取扱規則違反
  - 第 289 条 微生物またはその他の生物要因もしくは毒素の取扱規則違反
  - 第 290 条 獣医学規則もしくは植物の病気または害虫との闘争規則違反
  - 第 291 条 水資源利用規則違反
  - 第 292 条 水の汚染
  - 第 293 条 海洋汚染
  - 第 294 条 人間または海洋動物の健康に有害な物質もしくはその他の廃棄物または資材を海に捨てたことについて責務を負う公務員に報告しない行為
  - 第 295 条 大気の汚染

第 296 条 グルジアの大陸棚、領海または特別経済区域についての法令違反

第 297 条 土地の損壊

第 298 条 地下資源の利用または保護の規則違反

第 299 条 地下資源の不法な利用

第 300 条 魚またはその他の水棲動物の不法な捕獲

第 301 条 不法な狩猟

第 302 条 グルジアの赤書に記入された絶滅の危機にある野生の植物または動物の生息地を破壊する行為

第 303 条 樹木や低木の不法な伐採

第 304 条 森林または植林の損壊または破壊

第 305 条 保護区域のレジームを侵害する行為

第 306 条 自然保護を解決することなく第一カテゴリーの事業を行うこと

なお、同法典各則「第 14 部 人類に対する犯罪」の「第 47 章 人類の平和、安全と国際人道法に対する犯罪」のなかに、「第 409 条 エコサイド」が規定されている。

(7) アゼルバイジャン共和国刑法典は、各則第 4 部「公共の安全と社会秩序」のなかで、「第 28 章 エコロジー犯罪」(第 247 条—261 条) を規定している。

第 247 条 製造業を営むにあたっての環境保護（保全）規則違反

第 248 条 エコロジーに危険な物質および廃棄物の取扱い規則違反

第 249 条 獣医規則および植物の病気や害虫対策のために定められた規則違反

第 250 条 水（水源）の汚染

第 251 条 大気（空気）の汚染

第 252 条 海洋の汚染

## 資料

- 第 253 条 沿岸陸棚についてのアゼルバイジャン共和国法違反
- 第 254 条 土地の損壊
- 第 255 条 地下資源の保護および利用規則違反
- 第 256 条 魚類およびその他の水棲動物の不法な捕獲
- 第 257 条 漁業資源保護規則違反
- 第 258 条 不法な狩猟
- 第 259 条 樹木の不法な伐採
- 第 260 条 森林の破壊または損壊
- 第 261 条 とくに保護された区域のレジームおよび天然物を侵害すること

(8)ウクライナ刑法典は、各則「第 8 部 環境に対する犯罪」(第 236 条 - 254 条) を規定している。

- 第 236 条 エコロジー安全規則違反
- 第 237 条 エコロジー汚染の跡を撤去する措置を実施しない行為
- 第 238 条 エコロジー状況または住民の罹病についての情報の隠匿または歪曲
- 第 239 条 土地の汚染または損壊
- 第 240 条 地下資源の保護規則違反
- 第 241 条 大気汚染
- 第 242 条 水の保護規則違反
- 第 243 条 海洋汚染
- 第 244 条 ウクライナの大陸棚についての法令違反
- 第 245 条 森林地帯の破壊または損壊
- 第 246 条 森林の不法な伐採
- 第 247 条 植物保護についての法令違反
- 第 248 条 不法な狩猟
- 第 249 条 生業によって捕獲された魚、獣またはその他の水中動物

の不法な占有

第 250 条 漁獲保有高の保護規則違反を伴った爆破作業を行うこと

第 251 条 獣医学規則違反

第 252 条 国家の保護下にある区域、自然保護区基金の客体を故意  
に破壊し、損壊する行為

第 253 条 環境保護システムなしで建造物を設計し、または使用す  
ること

第 254 条 土地の非経済的利用

\*本資料は、平成 15 年度科学研究補助金基盤研究(B)「四日市公害の  
現代的評価と東アジア（日中韓）の国際環境協力」の研究成果  
の一部である。